

## 平成28年 多賀城市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成28年2月26日(金)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子  
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子  
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 大森 晃  
学校教育課長 高砂 弘之  
生涯学習課長 萱場 賢一  
文化財課長 郷右近 正晃  
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後6時
- 9 議事日程  
日程第1 前回会議録の承認について  
日程第2 会議録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議事  
臨時代理事務報告第2号 平成27年度多賀城市一般会計予算(第9号)  
に対する意見について  
臨時代理事務報告第3号 平成28年度多賀城市一般会計予算に対する  
意見について  
議案第8号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則につ  
いて  
議案第9号 教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則につ  
いて  
議案第10号 多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則につ  
いて  
議案第11号 多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について

議案第12号 多賀城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第13号 多賀城市立図書館条例施行規則について

議案第14号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

議案第15号 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画の策定について

日程第5 その他

## 委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回定例会を開会します。

## 日程第1 前回会議録の承認について

### 委員長

はじめに、第1回定例会及び第1回臨時会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。第1回定例会及び第1回臨時会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

### 委員長

異議がないものと認め、第1回定例会及び第1回臨時会の会議録については、承認されました。

## 日程第2 会議録署名委員の指名について

### 委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、菊池すみ子委員、今野委員を指名します。よろしくお願いいたします。

## 日程第3 諸般の報告について

## 事務事業等の報告

### 委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

### 教育長

諸般の報告をいたします。平成28年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、1月29日、「平成27年度宮城県市町村教育委員会協議会教育委員・教育長研修会」が仙台市内で開催され、浅野委員長と今野委員、樋渡委員が出席いたしました。

2月1日、「市議会全員協議会」が開催され、「多賀城市立図書館運営審議会の設置」について、市議会へ説明いたしました。

2月4日、「平成27年度多賀城市教育功績者等表彰式」を開催し、個人で23名と5団体の方々に表彰状を授与いたしました。

2月5日、平成28年度に予定している城南小学校校舎の大規模改造事業について、国庫補助事業の採択に関する要望書を、市長、副教育長が文部科学省を訪問し、馳浩文部科学大臣等へ提出いたしました。

2月10日、第1回教育委員会臨時会を開催し、「県費負担教職員の任免等の内申」ほか3件について、原案のとおり可決しました。

2月9日から3月8日まで29日間の会期で「平成28年市議会第1回定例会」が開催され、教育委員会関係の議案では、先月の定例会で可決しました「多賀城市立図書館運営審議会条例」及び、本日の臨時代理事務報告で提案しております「平成27年度一般会計補正予算（第9号）」については、原案のとおり可決されました。また、「平成28年度一般会計予算」につきましても、現在、予算特別委員会で審議しております。

一般質問については、2月22日と23日に行われ、教育委員会関係の質問者は9名でした。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

学校教育課関係、2月5日、「平成27年度教育研究論文表彰式及び学校運営研修会」を文化センターで開催いたしました。

教育研究論文については、市内小・中学校の教職員から11点の応募があり、内容が特に優れている論文2点に対し、優秀賞及び奨励賞として教育委員会で表彰しております。表彰後、表彰された論文の発表をしていただきました。

また、引き続き行われた学校運営研修会では、4校の教職員がそれぞれの学校の実践研究の成果を発表いたしました。

1月中旬から流行し始めたインフルエンザにより、多賀城市内の小学校では、1月26日から2月17日までの間、6校15学級において1日間から2日間（延28日間）の学級閉鎖措置をとりました。今後もうがいや手洗いの励行等、予防策の徹底を指導してまいります。

生涯学習課関係、1月29日、市立図書館の入居するA棟の建築工事が完了し、引き渡しを受けました。図書館開館に向けた図書館資料の整理作業を順調に進めております。

2月4日、「青少年健全育成多賀城市民会議主催青少年善行者表彰式」が市役所6階会議室で開催され、ジュニアリーダーとして活躍した高校生や地域おこしに尽力した小学生など6名が表彰されました。

2月6日、生涯学習100年構想実践委員会主催の「ゆめ大会」が文化センターで開催され、市内10校の小中学生が未来の夢について意見を発表しました。同日、「多賀城ライオンズカップ第12回フットサル大会」が総合体育館において開催され、35チーム352名の参加がありました。

2月14日、「高橋正典のドラマティックヴァレンタイン」が文化センターで開催され、194名の来場者がありました。

前回定例会以降、各公民館では高齢者事業、映画会、料理教室、健康講座など13の社会教育事業が実施され、約350名の参加者がありました。詳細は下記一覧表をご覧ください。

文化財課関係、1月28日、「第1回宮城県日本遺産連絡協議会」が県庁において開催され、文化財課長等が出席いたしました。

2月2日、多賀城地区ほ場整備事業に係る発掘調査現場を市長、副市長が視察し、副教育長、文化財課長等が同行いたしました。

2月8日、「第7回多賀城南門等復元検討委員会」が開催され、教育長、副教育長、文化財課長等が出席いたしました。多賀城南門復元意匠案等について協議が行われました。

2月18日と19日、名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画書作成に係る協議のため、文化財課長等が文化庁と奈良文化財研究所へ出張いたしました。3月末の保存活用計画策定に向け、全項目にわたり最終的な確認、協議を行いました。

平成28年2月26日提出、教育長、以上でございます。

#### 委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

#### 委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

#### **日程第4 議事**

### **臨時代理事務報告第2号 平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第9号)に対する意見について**

#### **委員長**

次に、臨時代理事務報告第2号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第9号)に対する意見について、教育長の説明を求めます。

#### **教育長**

臨時代理事務報告第2号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第9号)に対する意見について、担当課長から説明させます。

#### **委員長**

副教育長。

#### **副教育長**

臨時代理事務報告第2号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第9号)に対する意見についてですが、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたことから、平成28年1月29日に臨時代理により別紙のとおり回答したので報告するものです。

別紙ですが、次のページをご覧ください。こちらにありますとおり、異議ない旨回答しております。今回の、補正予算の内容等につきましては、次の7ページからの、資料に基づきまして、順にご説明いたします。

こちらは、市議会に提案された議案でございます。この議案につきましては、2月16日と17日に開催された市議会定例会で承認を得ております。

資料の11ページをご覧ください。歳出合計ですが、今回の補正額は、26億5,068万4,000円の減額で、補正後の一般会計の予算額については、400億6,322万円となるものです。

10款教育費につきましては、教育総務費から保健体育費まで補正をしていますが、補正額は合計で1億9,650万5,000円の減額で、補正後の教育費の予算額は、48億2,694万5,000円となるものです。

内容の詳細につきましては、各課長から順にご説明いたします。それでは、歳出から内容をご説明いたしますので、36ページ、37ページをお願いいたします。

#### **副教育長**

10款1項2目事務局費で、1,850万2,000円の減額でございます。

説明欄の教育総務課関係ですが、1の幼稚園就園奨励補助事業につきましては、補助金1,752万2,000円を減額するものです。

対象園児数については、平成27年度予算積算（当初予算時）の際には、対象園児数は1,079人を見込んでおりました。

そのうち、本年度は、「私立学校授業料等軽減特別事業」の対象となった方が、28人おりました。これは、東日本大震災での被害が一定程度以上の場合に、県から直接補助される制度ですので、市の助成対象者からは除かれることとなります。

また、補助金の算定の際には、保護者の所得区分、第1子、第2子という子どもの区分で補助金が算定されますが、補助金額の高い階層の人数が少なかったために、全体として減額になっております。

今回補正後の対象園児数は、975人を見込んでおります。なお、今回の補正予算の財源ですが、減額後の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、被災した幼児につきましては、財源内訳に833万4,000円の県補助金がありますが、これは、さきほどご説明した「私立学校授業料等軽減特別事業」のほかに、「宮城県被災幼児就園支援事業」県補助金の対象になっているものが、975人のうち57人おります。

#### **学校教育課長**

学校教育課関係で、説明欄1の学校教育指導事業は、教師用教科書、指導書などの購入に使用するための費用ですが、事業費確定に伴う、98万円の減額補正でございます。

#### **副教育長**

10款2項1目、小学校の学校管理費で、4,912万円の減額でございます。説明欄の、教育総務課関係ですが、1の学校施設維持管理事業では、72万3,000円の増額補正です。内訳は、備品購入費になりますが、これは、平成28年4月から、特別支援学級の増が見込まれています。これは、多賀城小学校（情緒障害学級）、山王小学校（難聴学級）、多賀城八幡小学校（情緒障害学級）になりますが、そのための一般管理用備品の購入になります。

備品の主なものとしたしましては、多目的収納棚、スタッキングテーブル、スポーツマット、パーテーション、安全ミラーなどでございます。

今回、この備品購入費につきましては、財源内訳に記載のとおり、教育費寄付金を充当しているものでございます。

2の小学校環境整備事業で、876万6,000円の減額補正です。多賀城小学校への校務用パソコン導入に伴う、執行残でございます。

次に、3の城南小学校増築事業で、3,942万7,000円の減額補正で

す。既存校舎の北側に特別教室等として校舎を増築しておりしたが、平成27年8月で完成しておりますので、このうち、1,942万7,000円は、事業終了に伴う執行残でございます。

残りの2,000万円につきましては、増築校舎に太陽光発電設置を見込み、予算計上しておりましたが、本年度国庫補助の採択がなされなかったため、減額するものでございます。

こちらは、平成28年度において、国の補助が受けられるよう、事業計画を提出しているところでございましたが、今週になってから、補助の内定通知がきております。国の平成27年度の第1次補正予算で採択されましたことから、改めて補正予算を組む予定でございます。

#### **学校教育課長**

学校教育課関係で、説明欄1の特別支援教育支援事業小学校ですが、特別支援教育支援員報酬確定に伴う137万7,000円の減額補正でございます。説明欄2の就学児健康診断事業ですが、これは、科目変更に伴う執行残による10万1,000円の減額補正でございます。説明欄3の夏休み学校プール管理運営事業小学校ですが、プール開放日が予定より少なくプール監視員賃金減に伴う17万2,000円の減額補正でございます。

#### **副教育長**

次に、2目小学校の教育振興費で、840万円の減額でございます。1の教育教材整備事業で、36万7,000円の増額ですが、これは、さきほど学校管理費の中でご説明いたしましたが、小学校3校に、特別支援学級が増設される予定でございます。

学校管理費では、一般管理用備品の購入で、こちらは、教材の購入ということで、消耗品費1万円と、備品購入費35万7,000円の増額でございます。

その、主なものですが、消耗品では、ベストオセロ、スタディ将棋など、また、備品購入費につきましては、難聴学級のダイナマイクセット、情緒学級の2輪自転車などが主なものでございます。こちらも、教育費寄付金を充当しているものでございます。

2の学校ICT整備事業で、806万3,000円の減額ですが、これは、城南小学校、多賀城八幡小学校のコンピュータ室のパソコン等の更新の終了に伴う、執行残でございます。

#### **学校教育課長**

学校教育課関係で、説明欄1の就学援助事業小学校の修学旅行費の事業確定に伴う50万9千円の減額補正でございます。説明欄2の特別支援教育就学奨励事業小学校の学校給食費については、事業費確定に伴う19万5,000円

の減額補正でございます。

#### 副教育長

次に、10款3項1目中学校管理費で、890万1,000円の減額でございます。そのうち、説明欄の教育総務課関係ですが、1の中学校環境整備事業で、876万6,000円の減額補正です。多賀城中学校への校務用パソコン導入に伴う、執行残でございます。

#### 学校教育課長

次のページ、40、41ページをお願いします。学校教育課関係で、説明欄1の夏休み学校プール管理運営事業中学校ですが、プール開放日が予定より少なくプール監視員賃金減に伴う13万5,000円の減額補正でございます。

#### 副教育長

次に、2目中学校費の教育振興費で、370万2,000円の減額でございます。そのうち、説明欄の教育総務課関係ですが、2の学校ICT整備事業で、143万8,000円の減額ですが、これは、第二中学校のコンピュータ室のパソコン等の更新の終了に伴う、執行残でございます。

#### 学校教育課長

学校教育課関係で、説明欄1の就学援助事業中学校の修学旅行費及び校外活動費の事業確定に伴う208万5,000円の減額補正でございます。説明欄2特別支援教育就学奨励事業中学校の学用品費及び学校給食費につきましては、事業費確定に伴う17万9,000円の減額補正でございます。

#### 生涯学習課長

続いて、4項1目社会教育総務費で10万1,000円の減額補正をするものです。

説明欄の「社会教育委員事業」につきましては、平成27年度における社会教育委員会議の開催回数が見通しが立ったことに伴い、1節「報酬」で不用となる見込額を減額するものです。

#### 文化財課長

次に、4目文化財保護費でございますが、231万2,000円の減額補正でございます。説明欄1の文化財保護管理事業につきましては、歳入においてご説明申し上げますが、宮城県教育委員会経由処理交付金の減額が確定したことに伴い、一般財源充当による財源組換えでございます。

2の特別史跡多賀城跡復元整備事業は、平成6年策定の復元実施設計図見直しの中で、復元建物の基礎・耐震補強の基礎資料としての地盤調査が必要になったことから、各事業費の組み換えを行うものです。

3の被災文化財（古文書等）保全等事業で231万2,000円の減額補正



は、15節工事請負費、埋蔵文化財調査センター特別収蔵庫改修事業の確定による執行残の減額補正です。

次に、5目史跡保存費で、5,000万円の減額補正でございます。説明欄1の多賀城跡附寺跡特別史跡公有化事業は、次の42、43ページをお願いします。今年度土地公有化及び家屋移転補償を予定していましたが、1件の土地公有化等が不調になったことからの減額と、他の家屋移転補償費の増額が見込まれることから各事業費の組み換えを行うものです。

#### **生涯学習課長**

続いて、6目図書館費で、41万円の増額補正をするものです。

説明欄の「図書資料整備管理事業」につきましては、教育費寄附金を活用するもので、小学校図書の充足率向上に資するため、小学校用一般図書の購入費用として11節「需用費」を増額するものです。

#### **文化財課長**

続いて、9目埋蔵文化財調査センター費で4,582万円の減額補正でございます。説明欄1の埋蔵文化財調査受託事業の1,474万7,000円の減額補正は、平成27年第9回教育委員会定例会で本事業に係る減額補正をご承認いただきました。その後6件の調査を実施しておりますが、いずれも遺構・遺物の発見が極めて少なく人件費や重機使用等が削減されたため、事業費を減額するものでございます。

2の埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）の2,349万8,000円の減額補正は、今年度12件の調査を実施しておりますが、これも先に御説明した埋蔵文化財調査受託事業と同様に、いずれも遺構・遺物の発見が極めて少なく人件費や重機使用等が削減されたため、事業費を減額するものでございます。

3の調査資料デジタル化事業の315万4,000円の減額補正は、当初本事業において約48,500点の資料のデジタル化を予定しておりましたが、デジタル化の大部分を占める写真資料において、撮影した調査箇所と図面等との照合が困難な写真資料が想定以上に多く、この整理作業に時間を費やすこととなり、その結果、25,840点の資料のデジタル化に止まったことによる減額です。

4の展示・報告会等開催事業及び次の44、45ページをお願いします。5の埋蔵文化財調査センター庶務事務につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございます。

#### **学校教育課長**

10款5項2目、学校給食管理費で968万1,000円の減額補正でございます。学校給食センター関係、説明欄1学校給食調理事業で、上下水道料金

値下げや都市ガス使用料減少及び食材発注業務の食数減に伴いまして968万1,000円の減額補正でございます。

#### 副教育長

次に、債務負担行為の説明をいたしますので、資料の48ページをご覧ください。上の表の62番から67番までが教育委員会関係になります。

初めに教育総務課関係ですが、62番、城南小学校校舎大規模改造事業に伴うプレハブ借上げ料で、92万4,000円です。

この内容ですが、現在、城南小学校の既存校舎の、大規模改造事業に伴って、北側の増築校舎とプレハブ校舎を仮設の普通教室として利用しております。

特別教室の一部も、普通教室として活用していることから、その特別教室の、例えば図工室の作業台とか、椅子、準備室の備品等を改修が終わるまで、保存しておくためにプレハブを借り上げるものでございます。

63番、給食人力運搬業務委託料で、158万6,000円です。これは、同じく城南小学校の関係ですが、北側の増築校舎とプレハブ校舎を仮設の普通教室として利用しているわけですが、その仮設校舎への給食運搬を委託するものです。校舎の大規模改造事業に伴い、給食車が到着する場所から、仮設校舎の教室までの、ルートが渡り廊下を回っていくことになり、かつ、仮設校舎にはエレベータも設置されていないことから、委託するものでございます。

#### 生涯学習課長

次に、64番の市立図書館に係る共益費負担金は、平成28年度の単年度で、限度額を3,723万5,000円とする債務負担行為を設定するものです。これは、再開発ビルA棟の全体共用部分に係る施設維持管理費、光熱水費、火災保険料などのほか、修繕積立金に係る費用を全体共用持分割合に基づいて負担するもので、再開発ビルA棟の管理組合に対して支払うこととなるものです。

次に、65番の映写機材借上料は、平成28年度の単年度で、限度額を1万円とする債務負担行為を設定するものです。これは、視聴覚ライブラリー運営事業で使用しているプロジェクターの借上料で、今回再リースとなるものです。

#### 文化財課長

66番のデジタルカメラ等借上げの28万2,000円の設定は、緊急発掘調査での遺構遺物等記録・保存のため一眼レフデジタルカメラ7台等を1年間借り上げるものです。

67番の整理用ノートパソコン等借上げの90万4,000円の設定は、緊急発掘調査における整理作業及び報告書作成業務のためノートパソコン5台等を1年間借り上げるものです。以上で歳出の説明を終わります。

#### 副教育長

次に、歳入の説明をいたしますので、18、19ページをご覧ください。

14款1項3目教育費国庫負担金、1節小学校費負担金で、50万8,000円の減額でございます。

これは、歳出でご説明いたしました、城南小学校の増築事業の終了に伴う、確定額との差額を減額するものでございます。

#### 学校教育課長

次の20ページをお開き下さい。14款2項3目教育費国庫補助金ですが、4,469万円の減額補正でございます。

1節小学校費補助金、学校教育課関係で説明欄1特別支援教育児童就学奨励費補助金ですが、事業費確定に伴い、9万6,000円の減額で、国の補助率は2分の1でございます。2節中学校費補助金、学校教育課関係で説明欄1特別支援教育生徒就学奨励費補助金ですが、事業費確定に伴い、8万8,000円の減額、国の補助率は2分の1でございます。

#### 副教育長

3節幼稚園費補助金で、240万4,000円の減額ですが、これは、歳出でご説明申し上げた、幼稚園就園奨励費補助金の減額に伴うもので、補助対象額の3分の1に、調整率を乗じた金額と、計上済み額との差額を減額するものでございます。

なお、補正後の金額からは、後ほどご説明しますが、県費補助金の被災幼児補助の対象になる部分についても、差し引いた内容となっております。

#### 文化財課長

次に、4節社会教育費補助金で4,210万2,000円の減額補正でございます。説明欄の文化財課の史跡等購入補助金及び埋蔵文化財調査センターの国宝重要文化財等保存整備費補助金の減額は、歳出で御説明申し上げました事業費等の減額に伴う減額補正でございます。次の22、23ページをお願いいたします。

#### 学校教育課長

6目教育費県補助金で533万円の増額補正でございます。2節小学校費補助金、学校教育課関係、説明欄1宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金でございますが、同事業の事業費確定にともない、5万5,000円を減額するものです。県の補助率は10分の10でございます。

次のページをお願いします。次に、3節中学校費補助金、学校教育課関係、説明欄1宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金でございますが、同事業の事業費確定にともない、63万7,000円を減額するものです。県の補助率は10分の10でございます。

## 文化財課長

次に、4節社会教育費補助金で、被災博物館等再興事業費補助金の231万2,000円の減額でございますが、これは歳出で御説明申し上げました被災文化財（古文書等）保全等事業費の確定による減額でございます。

## 副教育長

次に、6目教育費県補助金で、833万4,000円の増額補正でございます。5節の幼稚園費補助金で、宮城県被災幼児就園支援事業費補助金833万4,000円ですが、この補助金につきましては、この制度は、平成23年度にできましたが、平成27年度も引き続き存続するかどうか、はっきりしていなかったため、当初予算では計上しておりませんでした。

今回、この宮城県の被災幼児就園支援事業費補助金が継続され、対象となる園児が57人見込まれることから、増額するものでございます。補助対象金額の、10分の10が県から補助されるものでございます。

## 文化財課長

次のページ26、27ページをお願いします。2目教育費委託金で説明欄宮城県教育委員会経由処理交付金の1万9,000円の減額は、経由処理件数等の確定による減額でございます。次のページ28、29ページをお願いします。

## 副教育長

次に、18款1項4目、教育施設及び文化施設管理基金繰入金で、931万9,000円の減額補正です。これは、歳出でご説明した対象事業の城南小学校増築事業の完了に伴うものです。

## 文化財課長

次に、20款4項3目教育費受託事業収入で1,474万7,000円の減額補正でございます。説明欄の埋蔵文化財調査センターの埋蔵文化財発掘調査受託の減額は、歳出で御説明申し上げました埋蔵文化財調査受託事業費を減額することに伴う受託事業収入の減額補正でございます。次の30、31ページをお願いします。

## 学校教育課長

20款5項2目、雑入でございます。5節学校給食費実費徴収金で、学校給食センター関係、説明欄の小学校で252万円、中学校で583万3,000円、都合835万3,000円の減額補正でございます。

これは、歳出の際にご説明しましたとおり、小学校・中学校の給食の食数が見込みより少なかったことによるものでございます。

## 副教育長

次に、32、33ページをお願いします。教育総務課関係ですが、1太陽光

発電売電料として、22万6,000円の増額補正でございます。これは、当初予算で計上していた小中学校の太陽光発電売電料が、見込額より大きくなったことによって、見込額との差額を補正するものでございます。

#### **生涯学習課長**

次に、生涯学習課関係ですが、太陽光発電売電料として2万円の増額補正です。これは、当初予算で計上しておりました体育施設の太陽光発電売電料が見込み額より大きくなったことから、見込み額との差額を補正するものです。

#### **文化財課長**

次に、埋蔵文化財調査センター関係でございますが、太陽光発電の売電量で3万6,000円の増額補正でございます。これは、収入見込額と計上済額の差額を計上するものです。次のページ34、35ページをお願いします。

#### **副教育長**

次に、21款1項4目1節小学校債で、教育総務課関係ですが、城南小学校増築事業で、2,960万円の減額です。これは、歳出でご説明した、城南小学校増築事業の終了に伴う金額の確定でございます。以上で、補正予算の説明を終わります。

#### **委員長**

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第2号について、承認します。

### **臨時代理事務報告第3号 平成28年度多賀城市一般会計予算に対する 意見について**

#### **委員長**

次に、臨時代理事務報告第3号平成28年度多賀城市一般会計予算に対する意見について、教育長の説明を求めます。

#### **教育長**

臨時代理事務報告第3号平成28年度多賀城市一般会計予算に対する意見について、それぞれ担当課長から説明いたします。

#### **副教育長**

臨時代理事務報告第3号平成28年度多賀城市一般会計予算に対する意見について、資料の51ページになりますが、このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたことから、平成28年2月3日に臨時代理により別紙のとおり回答したの

で報告するものです。別紙は、次の52ページにあります。異議ない旨、回答しております。

別冊の資料として、資料1の予算書、資料2の実施計画がありますが、実施計画のほうは、詳細な事業内容が記載されておりますが、本日の説明は資料1の予算書のほうでさせていただきますので、資料2のほうは、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、別紙の資料1、一般会計歳入歳出予算書をご覧ください。順に、ご説明いたします。これからご説明する平成28年度予算の内容ですが、今週、2月24日から、市議会定例会での審議が始まっております。3月8日まで審議が行われる予定でございます。

その2ページ、3ページをお願いします。歳出の集計表です。一番下に、一般会計予算の合計額が出ておりますが、総額で270億6,000万円でございます。

なお、枠で囲って、10款の教育費予算を示しておりますが、後ほど後ろの資料で詳細を説明いたしますが、総額は、32億7,097万8,000円になっております。

4ページに、教育委員会所管分の歳出予算の対前年度比較表がございますが、一番下の欄になりますが、一般会計の合計額では前年度に比較しますと、20億6,000万円、7.07%の減となっております。

教育費の合計で、平成28年度は32億7,097万8,000円で、対前年度比で、12億7,540万3,000円、28.05%の減となっております。中でも、社会教育費の減が非常に大きくなっていますが、これは図書館の移転が終了することに伴う関係経費の減が主なものになります。

なお、予算額の主な増減につきましては、次のページからの資料で、各課ごとにご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。7ページから10ページまでの資料ですが、職員人件費分は除いた金額になっておりまして、平成28年度予算の教育委員会所管分を、各課ごとにまとめたものでございます。

なお、説明につきましては、前年度との比較を記載しておりますので、平成28年度からはじまる新規事業、前年度（平成27年度）と比較して特に増減の大きい事業などについて、主な項目を各課長からご説明いたします。

それ以外の、経常的な事務経費で、前年度と同じ内容のものについては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

**副教育長**

はじめに、教育総務課関係ですが、17の小学校環境整備事業で、569万円ですが、前年度に比べて2,714万6,000円の減額になっておりますが、昨年度は、多賀城八幡小学校のプール缶体シートの修繕、1,000万円、同じく多賀城八幡小学校のトイレ洋式化工事、800万円などが終了したことによるものです。

平成28年度569万円の内訳ですが、学校の校務用パソコンの借上げが、312万5,000円、学校備品購入費で186万5,000円が主なものです。

19の城南小学校大規模改造事業、6億7,045万9,000円ですが、既存校舎の西側について、平成27年度に引き続き大規模改造事業を行うものです。工事内容等は、本年度実施している事業内容とほぼ同じですが、職員室の増築工事も含んでいるものです。

なお、この事業は、平成28年度事業として国の補助金を受けるよう事業計画を提出していたところですが、今週、補助金の内定通知が国から届きました。その国の財源が国の平成27年度第1次補正予算でございました。

そのため、現在平成28年度で予算措置をしておりますが、この予算を減額し、平成27年度で新たに予算を補正増する予定で、現在庁内で調整しているところでございます。これは、歳出予算のほか、関係する歳入予算についても同様でございます。

18の城南小学校増築事業、20の多賀城東小学校エレベータ改修事業は事業終了によるものです。

29の中学校環境整備事業、312万5,000円は校務用のパソコンの借上げでございます。昨年度と比較して2,023万3,000円の減額になっているものは、東豊中学校のプール缶体シート工事、1,012万円や施設設備工事、備品購入費などの減によるものでございます。

30の多賀城中学校建具修繕事業、31の多賀城中学校のエレベータ改修事業は、事業終了に伴うものです。

以上、教育総務課分につきましては、主な事業など7件について、説明させていただきます。次の8ページをお開き下さい。

## 学校教育課長

次に、学校教育課関係について説明いたします。

36の学校教育指導事業486万9,000円は、昨年度と比べ1006万7,000円の減額となっております。今年度、小学校の教科書が新しくなり、来年度は中学校の教科書が新しくなりますが、教師用教科書及び指導書の差額分の減額でございます。

41の自主学習支援事業ですが、97万6,000円を計上しており、49万1,000円の増額でございます。県の事業「学び支援コーディネーター等配置事業」を活用して、継続実施しているもので、増額の主な要因は、東北学院大学を会場として行っている学生ボランティアによる「児童生徒の自主学習開催」のため東部西部地区の児童生徒にバスをチャーターすることによるものでございます。

42の防災副読本作成事業の予算計上はございません。平成26年度及び平成27年度の2年間事業で事業完了によるものでございます。

45のいじめ防止対策事業21万5,000円の新規計上でございます。多賀城市いじめ問題専門委員会委員報酬2回分の他、教員向けとしての「いじめ防止マニュアル」印刷製本用紙代等でございます。

46の学校教育課庶務事務ですが375万2,000円を計上し、168万5,000円の増額でございます。これは平成28年度塩釜地区障害児就学指導委員会事務局担当のため非常勤職員任用に係る経費、通知書の印刷等の増額でございます。

60の児童生徒健康管理事業小学校については、164万6,000円を計上し、40万8,000円の減額でございます。これは小学校1、2、3年で行ってございましたぎょう虫検査を取り止めたことによる減額が主なものでございます。

73のスクールソーシャルワーカー活用事業は、470万9,000円を計上しております。県の補助事業を活用し、前年に比較し102万6,000円の増額でございます。今年度の相談実績を踏まえて見込んでおります。

75の学校図書館充実事業中学校の予算計上はございません。従前の学校図書館補助員が図書館指定管理者からの司書派遣に変更するためでございます。

学校給食センター関係でございますが、81の学校給食センター運営事業(特定)は305万8,000円の新規計上でございます。これは、経年劣化した食缶やバットを更新するための経費でございます。

学校教育課関係は以上でございます。

## 生涯学習課長

続いて、生涯学習課関係です。9ページをご覧ください。

はじめに、97の図書館移転事業は、平成27年度で完了する事業ですので、皆減となります。

98の生涯学習課庶務事務は、事業額292万2,000円の計上で、平成28年度みやぎ県民文化祭負担金10万円を計上した以外は経常経費です。この文化祭は、宮城県文化協会連絡協議会の主催で、県内7ブロック持回りで実



施されているものですが、平成28年度は本市が属している仙台ブロックが主管となり、文化祭開催経費の一部を助成することとなっているものです。

100の学校支援地域本部事業は、事業費116万7,000円の計上で、前年度と比べて17万6,000円の増となっておりますが、平成27年度に新たに学校支援地域本部を立ち上げた高崎中学校、城南小学校、多賀城八幡小学校での取組を軌道に乗せるための教職員研修会開催経費と地域の方々への事業の周知や協力を要請するための全戸配付用リーフレット作成費用の計上  
が主な増要因です。

101の放課後子ども教室推進事業は、事業費1,221万5,000円で、前年度と比べて136万1,000円の減となっておりますが、放課後子ども教室のコーディネーターや活動スタッフ等の謝金について、前年度実績を踏まえて計上したものです。

107の生涯学習活動費補助事業は、事業費260万円で、前年度比20万円の増となっておりますが、市民の学習意欲の高まりと、競技分野での活躍を見込んで、増額して計上するものです。

108の市立図書館管理運営事業は、事業費3億853万7,000円で、前年度比2億8,495万3,000円の増となっております。これは、指定管理後の図書館に係る経費を一括して計上するものですが、主なものとしては、指定管理料や図書館が移転する再開発ビルA棟の共益費負担金、移動図書館車に係る経費を計上するものです。前年度と比較して大幅な増額となっているのは、前年度当初予算における計上内容が指定管理料1か月分であったことに対し、本年度の計上内容が指定管理料及び共益費負担金12か月分となっていることが主な要因です。

109の文化センター管理運営事業は、事業費1億2,158万7,000円で、平成28年度から始まる第2期指定管理期間に係る指定管理料の増額が主なものです。

110の、文化センター改修事業は、平成27年度で完了する事業ですので、皆減となります。

115の全国高等学校総合体育大会運営事業は、新規事業で事業費263万8,000円を計上するものです。全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイですが、平成29年度大会は、山形県を幹事として、宮城県、福島県の南東北ブロックで開催されることとなっており、本市では、利府町との合同開催で、女子バレーボール競技を担当することとなっております。平成28年度にあっては、平成29年度のインターハイ本大会に向けて、本市実行委員会の立上げや、高体連専門部からの担当教員の派遣協力を得て、プレ大会の開催

をはじめとした各種大会準備を進めていくこととなります。

117の多賀城市総合体育館改修事業については、新規事業で事業費193万2,000円を計上するものです。これは、高圧受電設備の改修交換をするもので、更新推奨期間を経過し、機器の信頼性低下による停電事故等のおそれがあるとの指摘を受けたことから、施設の管理運営に支障を来たすことのないよう改修を行うものです。

131の山王地区公民館冷暖房設備整備事業で、新規事業で事業費122万円を計上するものです。山王地区公民館のエアコン設置につきましては、平成26年度に応急仮設住宅に設置されていた機器を活用して、和室に設置したところですが、夏季の熱中症対策やさらなる利用者の利便性の向上のため、新たに調理室に設置することとするものです。

132の山王地区公民館テニスコート改修事業は、平成27年度で完了する事業ですので、皆減となります。

133の図書館イベント事業から137の図書館資料整備管理事業までは、指定管理者による管理に移行するため、108の市立図書館管理運営業務に再編されることにより皆減となるものです。生涯学習課関係の歳出予算の説明は以上です。次のページをお願いします。

## 文化財課長

10ページをお願いいたします。次に、文化財課関係について御説明いたします。

4目の文化財保護費で、141の特別史跡多賀城跡復元整備事業については、6,271万円で、昨年と比較しまして4,852万8,000円の増額となっておりますが、平成28年度は、平成6年度策定の復元実施設計の意匠等見直しを完了させることから構造解析を実施し、建物耐震設計を盛り込むための13節委託料の増額がその主なものでございます。

次に、5目史跡保存費で、148の多賀城跡附寺跡特別史跡公有化事業の2億円は、昨年と比較しまして5,000万円の減額となっておりますが、これは、継続実施している多賀城跡附寺跡特別史跡公有化の土地公有化率が57パーセントを超えたことと、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画において、積極的に公有化を推進するS重点遺構保存活用地区の公有化がほぼ終了したことなどにより、公有化に協力してくださる地権者が減少していることから、平成28年度は、約5,400平方メートルの土地買収と家屋等の移転補償2件となるための減額でございます。

なお、140の名勝「おくのほそ道の風景地」保存管理計画策定事業、そして147の被災文化財（古文書等）保全等事業につきましては、平成27年度

で事業が完了するための皆減でございます。

続きまして、埋蔵文化財調査センター関係について御説明いたします。

9目の埋蔵文化財調査センター費で、154の埋蔵文化財調査受託事業について、2,559万3,000円は、昨年と比較して9,769万3,000円の減額となっておりますが、これは、昨年までは、156の埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）を含めて予算計上しておりましたが、平成28年度から当該ほ場整備事業の費用等を明確にするため、その他の受託事業と分離したことによる減額がその主なものでございます。ここでの、受託件数は、2件で、合計約3,900平方メートルに対する調査を予定しております。

155の埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）の2,363万4,000円は、昨年と比較して1,740万1,000円の減額となっておりますが、これは、震災後の調査実績を踏まえた14件の個人住宅建設見込みの、合計約1,400平方メートルに対する調査費用で、発掘作業員等の報酬、機材借り上げ料の減少がその主なものでございます。

次の156の埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）につきましても、多賀城地区ほ場整備事業の整備地区のうち、約1万7,000平方メートルに対する試掘・確認等の調査費用を計上するものであります。

次に158の調査資料デジタル化事業の207万1,000円は、昨年と比較して358万3,000円の減額となっておりますが、これは、昨年は、当初約22,300点のデジタル化を計上しておりましたが、平成28年度は、約6,000点のデジタル化に減少することによる減額でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

#### **副教育長**

次に、債務負担行為を説明いたしますので、資料の12ページ、13ページをご覧ください。

12ページの表の中段に、パソコン借上料がございます。期間は、平成29年度から平成33年度までで、限度額は6,435万7,000円です。

13ページが内訳になります。パソコン借上げの内訳で、2の教育用パソコン等借上げで、3,606万2,000円ですが、多賀城中学校と東豊中学校の各47台の借上げ分です。次に3の校務用パソコン等借上げで、2,120万円ですが、多賀城東小学校と大に中学校で、各40台の借上げ分でございます。以上で債務負担行為の説明を終わります。

#### **副教育長**

次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開きください。歳入につきましても、5ページから6ページまで、科目順に記載しておりますが、歳出

と同様に前年度との比較を記載しておりますので、新規の項目、特に増減の大きい科目などについて、主な内容を各課長からご説明いたします。

それ以外の、経常的な歳入で、前年度と同じ内容のものについては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、この歳入の資料につきましては、科目順になっておりますが、説明につきましては、各課ごとに進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、教育総務課関係は、建設事業に係る主な歳入関係についてご説明いたします。10の城南小学校増築事業負担金、12の多賀城東小学校エレベータ改修事業交付金につきましては、事業終了に伴うものでございます。

13の城南小学校校舎大規模改造事業交付金、1億864万6,000円につきましては、歳出でご説明した既存校舎の大規模改造に伴う、交付金でございます。

そして19の多賀城中学校エレベータ改修事業交付金につきましては、事業終了に伴うものでございます。

6ページをお願いいたします。表の下の方になりますが、67、68、69、70の4つの項目についてですが、69の城南小学校校舎大規模改造事業に伴う市債、4億3,840万円でございます。

67、68、70につきましては、それぞれ、城南小学校増築事業、多賀城東小学校エレベータ改修事業、多賀城中学校エレベータ改修事業の市債ですが、それぞれの事業終了に伴うものでございます。以上で、教育総務課関係の説明を終わります。

#### **学校教育課長**

学校教育課関係ですが、県支出金で37のスクールソーシャルワーカー活用事業委託金470万9,000円の計上で前年度から104万円の増額でございます。今年度の相談時間実績から増額させていただきました。

同じく県支出金で、38の学び支援コーディネーター等配置事業委託金97万6,000円の計上で前年度から49万1,000円の増額でございます。増額の主な要因は、歳出でご説明しましたが、東北学院大学で行っている「児童生徒の自主学習開催」のため東部西部地区の児童生徒にバスをチャーターするが主なものでございます。

その他の項目の計上額の増減につきましては、児童生徒数の増減に伴うものでございます。以上が学校教育課分でございます。

#### **生涯学習課長**

生涯学習課関係です。1の山王地区公民館使用料の220万5,000円は、

前年度比41万9,000円の増としておりますが、平成26年度決算額をベースとして、平成27年度の使用状況を加味して見込んだものです。

35子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業費委託金の1,356万2,000円は、前年度あった「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費委託金」の後継の委託金で、学校支援地域本部事業、家庭教育事業、放課後子ども教室推進事業を実施するための県委託金です。

51の体育施設太陽光発電売電料の19万7,000円は、過去の売電実績や平成27年度決算見込額を勘案して、売電料を見込むものです。

53の中央公民館分各種教室等参加料の16万2,000円は、ジュニアリーダーや次世代リーダーの研修参加者に係る実費相当分の負担金を計上するほか、公民館講座等に係る経費の一部を参加者に負担いただく参加料を計上するものです。

54の山王地区公民館分各種教室等参加料の4万8,000円は、中央公民館分と同様のもので、公民館講座等に係る参加料を計上するものです。

71の市立図書館整備事業債は、市立図書館建設費負担金に係る市債ですが、事業の完了により皆減となるものです。生涯学習課関係の歳入の説明は以上です。5ページにお戻りください。

## 文化財課長

続きまして、文化財課及び埋蔵文化財調査センター関係について御説明いたします。

表中段の国庫支出金の社会教育費補助金で、24の史跡等購入費補助金の1億6,000万円は、歳出で御説明申し上げました継続実施している多賀城跡附寺跡特別史跡公有化事業に対する国庫補助金で、補助率は5分の4でございます。

27の史跡等総合活用整備事業費補助金の3,135万5,000円は、これも歳出で御説明申し上げました特別史跡多賀城跡復元整備事業に対する国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、30の市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業の408万5,000円は、歳出で計上いたしました埋蔵文化財緊急調査事業、出土品等整理保存事業、調査資料デジタル化事業、埋蔵文化財保存活用整備事業及び展示・報告会等開催事業に対する国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

次の6ページをお願いいたします。39の埋蔵文化財発掘調査受託の9,821万4,000円は、歳出で御説明申し上げました埋蔵文化財調査に係る受託事業収入でございます。

以上で、平成28年度教育委員会所管の歳入歳出予算の説明を終わります。

## 委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。今野委員。

## 今野委員

二つお願いします。歳出の41の自主学習支援事業ですが、多賀城スコールにバスを出すということですが、どのような形なのか教えてください。

## 学校教育課長

これにつきましては、東北学院大学を会場としています。西部、東部地区の児童生徒が参加しづらいということが、数値的にも出ております。会場を分けたりする方法も考えましたが、一番手っ取り早いのは、西部の小学校・中学校、それから東部の東豊中学校、多賀城東小学校に集まってもらって、ピストン輸送という形をとってやってみようというものです。

そのための予算計上です。経費としてはそれほど大きくはありません。会場を別にするのではなく、バスをチャーターしてピストン輸送するというものです。

## 今野委員

スコール開催中は毎日やるのですか。

## 学校教育課長

はい、そのつもりでございます。

## 今野委員

保護者との懇談会で話が出たので伺いました。それから、もう一つですが、104の生涯学習100年構想実践委員会の補助事業ですが、ここが突出しているんで、その内容を具体的にお伺いします。

## 生涯学習課長

はい、100年構想実践委員会がどういう活動をしているのかというご質問ですが、市民の生涯学習を支援する団体になります。主な事業としては市民を対象とした様々な教室や講座を行っております。

平成27年度の実績を申し上げますと、子どもを対象にした事業につきましては「あすなる教室」ですが、料理、茶道、自然観察、創作マンガ、こういったものを子ども達に教えるという講座を主催しています。

もう一つは先日行われましたが、「ゆめ大会」、これは小中学生が自分の将来の夢について語るという大会がありますが、この主催をしております。

さらには親子自然観察などの様々な分野にわたる生涯学習に関する講座等を行っております。その他には成人対象の事業としては、詩吟講座、料理教室、味噌作り教室など多岐にわたるものです。

市民の生涯学習を支える様々な講座等を開催するほか、会報として「ゆめ多彩」というものを各世帯に配布しております。年3回全戸配布です。総括しますと多賀城市民の生涯学習の支援を行っている団体ということになります。生涯学習を支える団体になります。

**委員長**

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

**委員長**

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第3号を承認します。

## **議案第8号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について**

**委員長**

次に、議案第8号多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、教育長の説明を求めます。

**教育長**

議案第8号多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長から説明させます。

**委員長**

生涯学習課長。

**生涯学習課長**

それでは、議案第8号多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。今回行う規則の改正は、生涯学習課関係の組織に関するものです。

規則本文は54ページから56ページにかけて掲載しておりますが、議案資料として57ページ以降に掲載しております新旧対照表を用いて説明させていただきます。新旧対照表は、表の右側が改正前の内容で、左側が改正後の内容となります。

なお、今回の規則の改正は、改正箇所によって施行期日が異なっておりますので、各個別の改正内容の説明の際に、それぞれの施行期日についても、説明させていただきます。

はじめに、第8条の改正内容は、平成28年4月1日以降の生涯学習課の係体制を変更するもので、図書館の移転業務の完了に伴い、図書館移転推進係を廃止するというものです。

第9条の改正内容は、新旧対照表の「新」に記載のとおり、図書館移転推進係の廃止に伴う生涯学習課の新しい係体制とその事務分掌を定めるものです。図書館の所管係を定めることが主たる目的ですが、現在の生涯学習係と社会教育係における規則の規定上の事務分掌と実際に行っている業務に不整合が生じていることから、今回の改正を機に不整合を解消し、実態に即した規定となるよう改正を行うものです。概要を申し上げますと、生涯学習係は全体的な生涯学習の推進や芸術文化の振興を所管し、社会教育係は協働教育やスポーツ振興を所管することとなります。もっとも、生涯学習・社会教育分野はそれぞれ密接に関係しているものでもありますので、実際の業務の分担は柔軟に協力しながら遂行していくこととしております。なお、図書館に関する事務は、57ページ中ほどの生涯学習係の(4)に記載のとおり、生涯学習係が所管することとしております。

以上の第8条と第9条の改正は、平成28年4月1日が施行期日となります。次のページをお願いします。

ページ中ほどにある第23条の改正内容をご覧ください。第1項の改正は、表にある「大代地区公民館」の項を削るというものです。第23条で規定している公民館は施設としてではなく、教育機関としての位置付けで規定しているものですので、指定管理に移行した場合には本市の教育機関としての性格を失うこととなるため、組織規則から削除されることとなります。

また、第2項の規定は中央公民館の分掌事務を定めるものですが、今回の改正は、第6号として「大代地区公民館に関すること」を追加するというものです。これは、指定管理者による大代地区公民館の管理運営については、中央公民館が管理監督することを表すものです。

最後の第3項の規定は地区公民館の分掌事務を定めるものですが、今回の改正は、大代地区公民館が教育機関ではなくなり、教育機関としての地区公民館が山王地区公民館のみとなったことを受けてのものとなります。

以上の第23条の改正は、本来であれば、大代地区公民館の指定管理開始時に行われるべきものでありましたが、改正漏れがあったことから今回の規則改正に含めて行うこととしたものです。第23条の改正は、時機を逸したものであり、実態に影響を与えるものでもないことから、施行期日は、この規則で定めることのできる最も早い日である公布の日とすることとしています。

次の59ページをご覧ください。第25条の改正内容は、図書館の規定を削除するものです。これは、大代地区公民館のところでも説明しましたように、指定管理に移行することによって、教育機関としての位置付けではなくなることから、これを削除することとするものです。第25条の改正規定の施行期日



は、図書館が指定管理施設に移行する日となります。

第33条の規定は、指定管理者に管理を行わせている公の施設とその指定管理者、所管課を確信的に一覧表として規定したものです。

60ページをご覧ください。今回の改正は、表の一番下と下から3段目に新しい項を追加するものです。「中央公園多目的グラウンドA・B」は、都市公園のうち有料公園施設として新たに供用開始されるもので、教育委員会に管理が委任されるものです。この施設に係る改正規定の施行期日は、この施設の供用開始日と同日の平成28年4月1日とします。一方、「多賀城市立図書館」の項を追加する改正規定の施行期日は、図書館が指定管理施設に移行する日となります。

最後に、別表第2は、教育委員会の附属機関の庶務を主管する課を規定しているものですが、図書館協議会を発展的に廃止し、図書館運営審議会を設置したことを受けて改正を行うものです。この改正規定の施行期日は、多賀城市立図書館運営審議会条例の施行期日と同日とする必要があるため、図書館が指定管理施設に移行する日となります。

なお、60ページの上から1行目、2行目にかけて、「多賀城市条例第 号」とあり、多賀城市立図書館運営審議会条例の条例番号が記載されておきませんが、先ごろ同条例が公布され、条例第6号と付番されましたので、この規則を公布する際には、条例番号を記載することとします。

以上説明いたしました内容につきましては、54ページから56ページまでに掲載しております規則の改正文及び附則の内容を網羅しておりますので、規則そのものの説明は省略させていただきます。

なお、説明の中で、「図書館が指定管理施設に移行する日」と申し上げましたのは、便宜上のもので、実際の規定上の表現は、56ページの附則第3号にありますように、「多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行の日」となります。以上で説明を終わります。

#### 委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第8号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第8号について原案のとおり決定します。

## 議案第9号 教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について

### 委員長

次に、議案第9号教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について、教育長の説明を求めます。

### 教育長

議案第9号教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

この議案につきましては、本日提案させていただいておりますが、この改正内容について文言等もう少し精査が必要なことから、取り下げさせていただきます。

なお、その上で、3月の定例会に改めて提案させていただきますので、よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

### 委員長

ただいま、教育長から議案第9号の取り下げについて、説明がありました。議案第9号を取り下げることに決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

### 委員長

異議がないものと認め、議案第9号について取り下げることに決定します。

## 議案第10号 多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 委員長

次に、議案第10号多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長の説明を求めます。

### 教育長

議案第10号多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長から説明させます。

### 委員長

生涯学習課長。

### 生涯学習課長

それでは、議案第10号多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

インターネットの普及に伴い、公共施設の利用状況の確認や施設利用の予約などをインターネット上で行うことが一般的になっていることから、施設利用者の利便性の向上を図るため、市民会館、中央公民館、山王地区公民館、大代地区公民館、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、有料公園施設、市民活動サポートセンターを対象施設として、平成26年度から社会教育施設等予約システムを導入しているところです。

この予約システムは、平成26年度からインターネット上での施設予約状況の閲覧を開始し、平成27年度からは対象者を限定しているものの、一部施設を除いて、インターネットによる施設予約の受付を開始しているところです。

予約システムによって施設予約をした場合は、同システムから施設の使用許可申請書や使用許可書などの書類が出力されるため、申請者や施設管理者の書類作成の手間が軽減されることが期待されることです。本市において、規則で定め、従前より使用している申請書様式や許可書様式などが予約システムから出力されるよう、システム改修を進めてきたところですが、当該システム改修が極めて困難であり、従前より使用している様式に拘ることによって、却って施設窓口における事務負担を招いている状況となっていることから、システム改修を断念し、予約システム本来の標準的な様式を使用することといたしました。このことから、システム予約本来の標準的な様式類をもって、本市の申請書様式や許可書様式などに位置付けるため、関係規則の改正を行うこととしたものです。

新旧対照表に基づいて説明させていただきますので、資料の76、77ページをご覧ください。

見開きの右側が従来の申請書様式です。システム改修に努めましたが、各項目について予約システムからのデータ出力が困難であり、施設窓口で1項目ずつ手入力することにより書類を作成している状態でありました。これを見開きの左側の予約システム本来の標準的な様式に切り替えますと、予約システムに入力されているデータが支障なく出力されることから、施設窓口での事務負担が大幅に軽減されることとなります。

78、79ページは使用許可書になります。これも見開きの右側が従来の様式で、左側が予約システムの標準的な様式です。

80、81ページは使用料返還申請書、82、83ページは使用料減免申請書です。今回の規則改正は、只今ご覧いただいた4種類の様式の改正を行うものです。

改正後の様式は、十分な操作環境の確認を経て、平成28年4月1日から使用することを予定しております。このことから、規則の施行期日は平成28年

4月1日とするものです。

以上説明いたしました内容につきましては、68ページから74ページまでに掲載しております規則の改正文と附則の内容を網羅しておりますので、規則そのものの説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

#### 委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第10号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第10号について原案のとおり決定します。

### 議案第11号 多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について

#### 委員長

次に、議案第11号多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について、教育長の説明を求めます。

#### 教育長

議案第11号多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長から説明させます。

#### 委員長

生涯学習課長。

#### 生涯学習課長

それでは、議案第11号多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

これは、先に説明させていただいた議案第10号の多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則と同様の趣旨で関係様式の改正を行うとともに、公民館の設備器具の廃止などを行うものです。

新旧対照表に基づいて説明させていただきますので、資料の94、95ページをご覧ください。

別表第1は、公民館の設備器具とその使用料を定めている表ですが、旧の表で下線を引いているスライド映写機、CDプレーヤー、ダブルカセットデッキについては、経年劣化などにより故障しており、修理もできない状態にあります。スライド映写機については故障前から利用実績がないことから、これを廃

止することとしますが、CDプレーヤー、ダブルカセットデッキについてはその代替物としてカセット付CDプレーヤーを利用に供している実態があるため、その実態を活かし、CDプレーヤー、ダブルカセットデッキは廃止することとしますが、その代替物としているカセット付CDプレーヤーを正式な設備器具として位置付けることとするものです。

これらのことを反映させるため、別表第1のスライド映写機、CDプレーヤーの項を削り、ダブルカセットデッキの項をカセット付CDプレーヤーに改める改正を行うものです。

次に、96、97ページ以降は、先に説明しましたように、予約システムに係る関係様式の改正前・改正後の内容を掲載しております。改正する様式は、市民会館と同様に、使用許可申請書、使用許可書、使用料返還申請書、使用料減免申請書の各様式になります。

改正後の様式は、十分な操作環境の確認を経て、平成28年4月1日から使用することを予定しておりますことから、この規則の施行期日は平成28年4月1日とするものです。

以上、説明いたしました内容につきましては、86ページから92ページまでに掲載しております規則の改正文と附則の内容を網羅しておりますので、規則そのものの説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

## 委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

## 樋渡委員

97ページですが、インターネットによる申請が多くなったということで、様式を変えるという説明でしたが、例えば、入場料を徴収するとかしないとかそういうことは、申請書の中で別に記載するところがあるのですか。他のものにも当てはまると思うのですが、そこだけ教えてください。

## 生涯学習課長

先ほどの議案もそうでしたが、様式を変えるというのは、市民会館も公民館もこの後の体育施設も、元々は手書きの申請書でした。これは複写式のもので1枚申請書を書くと、次のものが許可書になっていたりします。

今回、予約システムを利用するときには申請する方が、できるだけ手間がかからないようにしようと思いました。実際これに当てはめて、予約システムからデータを出力しようとする、元々標準パッケージで出来上がっているシステムですから、なかなかうまく思ったところにデータが入らない、入れようとすると様式が崩れてしまうという状態でした。

それを解消するため改修を進めていましたが、どうしても無理でした。今、

どういうやり方をしているのかといいますと、エクセルの表に窓口の職員が入力することで対応している状況です。時間がかかりその割にはサービスが向上しないということでした。

今回、左側にある予約システムの表を多少カスタマイズしますが、こちらを使うと入力された情報がすべて出力される状況になります。右側の表の情報は入力するとすべて出力されるようになります。今回お示ししている様式は空欄が多いように見えますが、必要な情報はすべて出力されるようになります。申請書や許可書の記載内容については過不足ない状態になります。

#### **樋渡委員**

申請する時に、会場によって入場料を取るとか取らないとかで料金システムが変わってきていたと思いますが、今回新しい申請書を使うことで、そういう内容はどこに反映されるのでしょうか。そこが具体的にわからなかったのです。

施設の使用内容とか、基本料金が書いてありますが、いつどこで、時間とか、冷暖房を利用するとかしないとか、後でまた決まってから設定可能なんのでしょうか。あくまでも、使用申請書、許可書ということで借りたいということを確認して、その後で使用年月日とかでてくるのか、今までのものがどうなるのかわからないのですが。

#### **生涯学習課長**

96ページをご覧ください。インターネットで予約する方は、この申請書そのものではなく、別にフォーマットがあって、何月何日何時からどの施設を使いたいということを、どういったことで使うか、設備を使うかそういったことを別に入力してもらいます。それが、こちらの様式に出力されるようになります。別のフォーマットに入力してもらいますが、それはあくまでも予約ですので、正式な申請行為には至っていません。

実際の申請は施設の窓口で行っていただきますが、その際に予約した方ということを確認して、この様式を出力します。その時に使用年月日、施設、設備が出力されることになります。左下には減免の情報や割合が出力されます。予約する際に、必要な情報を一定のフォーマットに入力していただくと、窓口に来た際に、書く必要がありませんし、この紙が出力されるということです。

#### **樋渡委員**

わかりました。勘違いしていました。あと、設備の表のところでCDプレーヤーのところ、線だけ書いてありますがそれはそのまま残るのでしょうか。95ページで例えば、スライド映写機は今回なくなりますが、「新」のところ、下線が引かれたまま、これは残るのでしょうか。

#### **生涯学習課長**

新旧対照表の作りは、変わる部分に下線を引くということになります。国のほうの法律でも同じようになっております。下線の部分が変わるということで対比し易いようになっております。新のほうで、下線だけ入って情報がない部分は、なくなるという意味です。右側にある情報部分がなくなるということです。ですから、改正後の表ではそこが詰まることになります。

#### **樋渡委員**

ありがとうございました。

#### **委員長**

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第11号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### **委員長**

異議がないものと認め、議案第11号について原案のとおり決定します。

### **議案第12号 多賀城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について**

#### **委員長**

次に、議案第12号多賀城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長の説明を求めます。

#### **教育長**

議案第12号多賀城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長から説明させます。

#### **委員長**

生涯学習課長。

#### **生涯学習課長**

それでは、議案第12号多賀城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は、先に説明させていただいた議案第10号の多賀城市民会館条例施行規則の一部を改正する規則と同様の趣旨で関係様式の改正を行うもので、改正内容は118ページから131ページに掲載している新旧対照表のとおりです。

改正する様式は、総合体育館、市民プール、市民テニスコートそれぞれに係

る利用許可申請書と利用許可書、さらに3施設共通の利用料金減免申請書となります。この規則の施行期日は、先の2議案と同じく、平成28年4月1日とするものです。

なお、体育施設と同種のものとして、あわせて指定管理施設としている有料公園施設につきましては、市長が制定する権限を有する多賀城市都市公園条例施行規則で管理運営の方法等を規定しているものであるため、担当部署である建設部道路公園課に同様な改正を行うよう依頼しているところです。以上で説明を終わります。

#### 委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第12号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第12号について原案のとおり決定します。

### 議案第13号 多賀城市立図書館条例施行規則について

#### 委員長

次に、議案第13号多賀城市立図書館条例施行規則について、教育長の説明を求めます。

#### 教育長

議案第13号多賀城市立図書館条例施行規則について、生涯学習課長から説明させます。

#### 委員長

生涯学習課長。

#### 生涯学習課長

それでは、議案第13号多賀城市立図書館条例施行規則について、ご説明いたします。

市立図書館の管理、運営の大枠に関しては、多賀城市立図書館条例で規定しておりますが、細目に係る部分については、教育委員会規則に委任されておりますので、134ページ以降に掲載しておりますように多賀城市立図書館条例施行規則を制定するものです。

この規則は、2行目にも記載されているように従前の規則の全部を改正する



ものですが、先に図書館条例を改正する際に、従前の規則に定めていた事項の多くを条例の規定として整理したこともあり、規則で規定すべき事項を再構成する必要があったため、全部改正をすることとしたものです。

規定内容の再構成に当たっては、従来は要綱などの図書館の内規とされていた事項のうち、利用者に一定の行為を求めることや遵守して欲しいルールなど、本来は規則で定めておくべき内容の洗い出しを行うとともに、新しい図書館の管理運営に沿った規定の検討を行い、資料掲載の成案を得たところです。

規則の本則部分が27条建てと大部のものとなっておりますので、特に説明を要すると思われる部分を中心に説明させていただきます。

第3条は、図書館資料の閲覧に関する規定で、第1項では図書館資料を閲覧する場所に関して規定しております。図書館資料を閲覧する場所は図書館ですが、括弧書きで図書館に近接した場所で教育委員会が定めるものとしているのは、新しい図書館が商業施設との合築であり、商業施設部分を利用して図書館資料を閲覧できるようにするためのものです。

第3項の教育委員会が特に指定した図書館資料の閲覧方法に関する規定ですが、閉架書庫にあるものなどを想定した規定です。他にも高架書架などで、職員に依頼して取り出すような場所を想定しているものです。

135ページをご覧ください。第5条と第6条は、個人利用の資格と登録に関して規定したもので、図書館資料の閲覧のみの場合は特に資格要件を設けず、登録手続も必要としませんが、図書館資料の館外貸出しや視聴覚機器、情報検索用端末の館内貸出しには、資格要件を設け、登録を義務付けることとしたものです。第5条の個人利用の資格要件は従前より運用していた範囲のもので、今回の規則制定に伴い資格要件を満たさなくなる方が生じることのないよう配慮したものです。

また、第6条第1項は登録手続、同条第2項は登録した場合には図書館利用カードを交付すること、同条第3項は登録の有効期間が当該登録から3年であることを規定したものです。登録の有効期間が3年ということは、更新手続をしなければ3年で登録が抹消されるということでもありますので、継続して図書館を利用しようとする場合には3年ごとに更新手続をしなければならないこととなります。

次に137ページの第11条をご覧ください。個人利用の手続を定めたものですが、図書館資料、視聴覚機器、情報検索用端末の貸出しを受けようとするときには、図書館利用カードを提示することを義務付ける旨を規定するものです。

第12条は、図書館資料の貸出しの数と期間を定めるもので、大人・子ども

の区別なく、図書資料10冊、視聴覚資料2点、貸出期間を丸14日間とするものです。

第13条は、視聴覚機器の貸出しは1日1回3時間、情報検索用端末の貸出しは1日1回1時間を限度とすることを定めるものです。

次のページをご覧ください。第16条は、図書館資料等の未返納者に対する措置を定めるもので、未返納者には重ねて貸出しをしないことができる旨を定めるものです。例えば図書資料を5冊借りていて、その期限が来ている場合には、残りの5冊はお貸ししないということになります。やはりルールを守っていただいてより多くの方に図書館資料を利用させていただきたいということで、この第16条の規定を設けることとしたものです。

第18条は団体利用に関する規定ですが、図書資料100冊、1か月間の貸出しを受けることができる旨を定めるものです。登録手続については、個人利用に係るものと同様としております。

139ページの第21条は図書館分室、次のページの第22条は移動図書館車に関する規定で、従前より行っているこれらの取組が図書館サービスのうちの館外奉仕であることを明確に位置付けることとするものです。

141ページの第25条は、市民展示スペースの利用手続を定めるものです。ここで、資料の訂正をお願いします。141ページの下から2行目に「現状に復さなければならない」とありますが。「現状」の「現」を野原の「原」に訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

次のページをお願いします。第26条は、指定管理者による管理をする場合の規定の読み替えですが、基本的には、本則中に「教育委員会」とあるものは「指定管理者」と読み替えることとしますが、135ページの第5条第3号の個人利用の資格として「教育委員会が定める者」については、指定管理者と読み替えないこととします。これは、公費によって運営される図書館の利用者の範囲は、教育委員会の責任において定める必要があるためです。

また、140ページの第24条の寄贈及び寄託に関しても指定管理者に読み替えないこととしておりますが、寄贈及び寄託はいずれも教育委員会の責任において取り扱う必要があると考えられるためです。

さらに、140ページの第21条第2項で分室での図書館サービスの実施日や時間、第22条第2項で移動図書館車の巡回場所や巡回日時については、教育委員会が定めることとしておりますが、これらは教育委員会の承認を得て指定管理者が定めることと読み替えることとしています。分室の開設や移動図書館車の巡回は教育委員会が責任を持つべきサービス供給量の増減に関わることもあるため、教育委員会の事前承認を必要とすることとしたものです。

次に、142ページをご覧ください。第27条の委任ですが、この規則に定めていない事項で、図書館の管理運営に関するものの定めについて、教育長に包括して委任するものです。

続いて、附則です。附則第1項は施行期日を定めるもので、この規則の制定の契機となった多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行の日とするものです。

附則第2項は、経過措置で、この規則の施行前に行われた図書館の利用に関する手続は、従前の規則や要綱などの基づいて行われたものもありますが、これらの手続によって生じている現在の状況を肯定するため、これらの手続をこの規則の相当規定に基づいて適正に行われたものとみなすこととするものです。

附則第3項も、経過措置で、この規則が施行される際に既に図書館の利用登録を受けている方の有効期間を、この規則の施行の日の翌日から起算して3年とするものです。以上で説明を終わります。

#### **委員長**

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

#### **樋渡委員**

135ページの第5条ですが、(3)の「前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める者」には、他県の方も含めるのでしょうか。

#### **生涯学習課長**

今回、規則を定めるにあたって調査をしてみました。それぞれの自治体でいろいろな考えがあるようです。首都圏ですとか人がいろいろなところから集まる自治体ですと、住所要件を日本国内にいる方というふうに大きな範囲で定めているケースがあります。図書館は公の施設でありますし、市民のものが中心となる核としてあります。やはり市に関係のある方、様々な市との関係で認めていくのが本筋だと思います。

その意味で、(1)では市内に住んでいる方、あるいは通勤、通学されている方としています。(2)では仙台都市圏公立図書館等の相互利用に関する協定を締結している地方公共団体に住所を有する方としていますが、こちらは、近隣の宮城郡とか黒川郡とか相互利用の協定をしているところにしていきます。(3)の「前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める者」には、これから定めていく必要がありますが、(1)と(2)の範囲をあまり逸脱することは避けるべきだろうと思っております。

例えば、復興事業で長期間単身赴任している方、そういう方は住所を移さないで来ている場合でも、長く多賀城にいるということで対象にすることは

可能です。後は学生で親元を離れている方、そういった方も対象にするなど、(1)、(2)をベースにして、市と関係のある方として、あまり対象を広げないことを考えております。なお、今現在運用している内容とほぼ同様でございます。現在の利用者の範囲は崩していないということです。

#### **樋渡委員**

141ページの第25条第2項ですが、「市民展示スペースの利用をしようとするものは、当該利用をしようとする7日前までに」とありますが、いつからということはないので、早く申し込めば可能というふうに考えていいのですか。同じ日程で借りたいという団体があったときは、どうなるのでしょうか。

#### **生涯学習課長**

展示スペースは新しい図書館では3階の一角にあります。7日前までに申し込めばその方が優先されますが、競合する場合は、利用される方の中で多少の調整をさせていただいて、運用の中で支障のないように、気持ちよく使っていただけるようにしていきたいと思っております。

#### **今野委員**

関連してですが、149ページの様式第6号ですが、これはネットで予約できるのですか。

#### **生涯学習課長**

こちらは、ネット予約はできないこととなります。様式に記載していただき、図書館で提出していただくこととなります。

#### **樋渡委員**

今の申請書の宛先は教育委員会ですが、申し込みは図書館に提出するということですか。

#### **生涯学習課長**

先ほどお話したように、教育委員会は指定管理者と読み替えることとなりますが、図書館資料の寄贈と寄託は教育委員会のままですが、それ以外の部分は、指定管理者と読み替えることとなります。

実際には、寄贈・寄託についても、教育委員会に来ていただくのも大変ですので、指定管理者が受け取り、教育委員会に回付してもらうようにしていきたいと考えております。

#### **樋渡委員**

逆もありますか。例えば、教育委員会に施設の利用を申し込むということはありませんか。

#### **生涯学習課長**

展示スペースについては、指定管理者のほうに提出してもらうようになります。

す。

**委員長**

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第13号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

**委員長**

異議がないものと認め、議案第13号について原案のとおり決定します。

### **議案第14号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について**

**委員長**

次に、議案第14号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、教育長の説明を求めます。

**教育長**

議案第14号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、生涯学習課長から説明させます。

**委員長**

生涯学習課長。

**生涯学習課長**

それでは、議案第14号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、ご説明いたします。

この規則は、平成26年6月に公布された多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるものです。この規則の題名に含まれている条例は、市立図書館移転事業を受けて、市立図書館の位置や行う事業、開館時間、休館日などの重要事項を定めるものでしたが、その施行期日は教育委員会規則で定める日から施行することとされておりました。

市立図書館移転事業は、平成27年度中の移転開館を目標として実施されてきており、事業の進捗状況や開館日としてのタイミングなども考慮して、平成28年3月21日を移転開館日として予定していたところですが、今般、全ての移転開館準備の完了が確実視されるに至ったことから、これを法的に確定させるため、施行期日を定める規則を制定するものです。

なお、この規則が制定されることにより、多賀城市立図書館条例の一部を改

正する条例はもちろんのこと、多賀城市立図書館運営審議会条例、多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則のうち市立図書館に関する改正部分、多賀城市立図書館条例施行規則の施行期日が、平成28年3月21日に定まることとなります。以上で説明を終わります。

#### 委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第14号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第14号について原案のとおり決定します。

### **議案第15号 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画の策定について**

#### 委員長

次に、議案第15号名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画の策定について、教育長の説明を求めます。

#### 教育長

議案第15号名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画の策定について、担当課長から説明させます。

#### 委員長

文化財課長。

#### 文化財課長

それでは、議案第15号名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画の策定について、ご説明いたします。

御承知のとおり、平成26年10月6日に「壺碑(つぼの石ぶみ)」、「興井」、「末の松山」の3箇所が国の「名勝おくのほそ道の風景地」に指定されました。その後、国の指示により、管理団体が指定地毎の保存活用計画を策定することとなりました。

計画策定にあたっては、歴史・整備・建築史・文学・植物の各専門分野の方々のほか、指定地が所在する地区の代表の方から組織した、名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画策定委員会議での3回にわたる指導助言を頂きました。また、文化庁・宮城県教育庁文化財

保護課との協議を経て、今回提案させていただく計画案を作成いたしました。

それでは、本計画の内容についてご説明いたします。議案第15号資料1をご覧ください。資料を2枚めくって目次をお願いします。本計画は9章で構成しております。

第1章は、計画策定の目的と意義です。本書の趣旨や関連計画を踏まえた意義について説明しております。

第2章は、名勝指定の経緯です。指定以前の経緯から指定に至る経緯をまとめております。

第3章は、文学史的・歴史的背景です。本市の歴史、歌枕としての評価、『おくのほそ道』の整理、江戸時代以降の保護顕彰活動についてまとめております。

第4章は、本質的価値と構成要素です。『おくのほそ道』の記述に基づき、指定地の風景の中で守っていくべき要素を検討し、提示しております。

第5章は、現状と課題です。第4章で検討した要素ごとに現状を把握し、そこから課題を抽出しております。

第6章は、基本方針です。計画策定の目的に即して、保存・活用・運営の方針を示しております。

第7章、第8章、第9章では、基本方針に基づきそれぞれ保存・活用・運営の方策について具体的に示しております。

それでは、各章ごとに要点を絞って御説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1章 計画策定の目的と意義です。(1) 本計画の目的について、3段落目を読み上げさせていただきます。

本計画は、松尾芭蕉が『おくのほそ道』に感動を記し、古くから保護顕彰されてきた由緒ある歌枕の風景を適切に保存し、良好な状態で未来へと継承するとともに、その文学的・歴史的・文化的魅力を地域資源として広く活用することができるよう運営するための基本方針を示すことを目的としております。

なお、指定地は全て公有地であることから、市民に対して新たな制約を課すことは意図しておりません。

次に(2) 関連計画についてですが、文化庁が示した「名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針」も考慮し、本市のまちづくりの上位計画である『第五次多賀城市総合計画』、興井や末の松山の保存活用と関連する『多賀城市歴史的風致維持向上計画』や『多賀城市景観計画』、壺碑(つぼの石ぶみ)の保存活用と関連する『特別史跡多賀城跡第3次保存管理計画』や宮城県教育委員会が策定している『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』の内容と整合を図りながら、計画を策定していることを示しております。

続きまして3ページの(3) 意義では、これまで特別史跡や市指定文化財と

して管理してきた3箇所の指定地を『おくのほそ道』の観点から再評価して新たな魅力を引き出せること、計画の運用にあたっては、進捗状況の点検・評価を行いつつ、周辺環境を考慮しながら改善・見直しを行っていくことを記載しております。

続きまして5ページをお願いいたします。第2章 名勝指定の経緯です。

(1)では、名勝指定以前の経緯を時系列にまとめました。

8ページから11ページの(2)の名勝指定に至る経緯では、国及び本市の動きについて時系列にまとめました。13ページから15ページにつきましては、指定の範囲を図示しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。第3章 文学史的・歴史的背景についてです。

(1)の多賀城市の歴史につきましては、松尾芭蕉の『おくのほそ道』につながる多賀城市の歴史を概観するため、①の縄文時代から④の近世までを整理し、まとめております。

(2)の文学史的背景につきましては、「壺碑(つぼの石ぶみ)」・「興井」・「末の松山」の3つの歌枕について、古代からのその成り立ちやその後の経緯をまとめております。

19ページです。(3)の『おくのほそ道』と近世以降の歌枕保護顕彰活動につきましては、本件の基盤となる『おくのほそ道』を抜粋して掲載し、芭蕉の足跡を整理するとともに、併せて江戸時代以降の歌枕保護顕彰活動についてまとめました。

続きまして25ページをお願いいたします。第4章 本質的価値と構成要素についてです。

(1)の本質的価値と構成要素の概観につきましては、名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」における構成要素の定義付けをしております。本計画では、史跡整備計画策定等のノウハウに基づき、指定地の価値を構成する要素を特定し、特定した要素ごとの方策を積み上げる方法で策定しております。

まず、①の本質的景観要素です。『おくのほそ道』、『曾良旅日記』及び『名勝備忘録』に記述された要素、もしくは芭蕉来訪時に確実に存在していたと考えられる要素です。壺碑では多賀城碑・丘陵・古代多賀城、興井では岩塊・池、末の松山ではマツ・丘陵が該当します。

次に②の歌枕顕彰要素・環境整備要素についてです。歌枕顕彰要素は、『おくのほそ道』以降の歌枕の保護・顕彰活動によって指定地内にもたらされたもの、もしくは絵図や文献などに描写された要素です。景観を良くするために植



えられた樹木や、歌碑などが該当します。

環境整備要素は、歌枕の保護・顕彰以外の環境整備等によって指定地内にもたらされた要素です。遺構の復元や説明板などが該当します。

次に③の無形の要素についてです。無形の要素は、指定地に関連する句会や地元住民による維持管理などです。本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ行為であることから、要素として取り上げております。

次に④の周辺要素についてです。指定地の外にあるものでも、興井の柵や水路・道路、末の松山における道路など、今後の周辺地域を含めた一体的な保全・景観向上の措置を講じる可能性がある要素を周辺要素として取り上げております。

26ページから45ページまでは、名勝ごとに、芭蕉の『おくのほそ道』等の記述を中心に指定地の現状や図面等を用いて先ほどご説明しました各要素の表示しております。

続きまして46ページをお願いします。第5章 現状と課題についてです。

地区住民との懇談会で頂いた意見等も踏まえてまとめてあります。ここで一部の現状と課題を紹介します。

まずは(1)の壺碑(つぼの石ぶみ)についてです。現状としては、指定地全体及び周辺地域が特別史跡多賀城跡附寺跡に指定されており、文化財保護法により保護されてきたため、良好な景観が保たれてきたということがあります。

それに対し、課題は、碑の劣化、樹木の枯損、施設の破損など、経年劣化による構成要素の損失が懸念されるということが挙げられます。

51ページをお願いします。次に、(2)の興井についてです。現状としては、池の真ん中に岩塊が露出し、その上からは自然に発芽したマツやカエデが自生しています。また、池の壁や底面は石垣やコンクリートで整備されております。

それに対し、課題は、樹木による岩塊の損壊が懸念されることや、池の水質汚濁が挙げられます。

55ページをお願いします。次に(3)の末の松山についてです。現状としては、指定地内には推定樹齢480年の2本のクロマツが生えており、定期的に虫害防除の薬剤を注入していますが、自然災害により枝折れなどの損壊があるというものです。

それに対し、課題は、現存するマツの保存と後継樹育成が喫緊の課題であるということが挙げられます。

60ページをお願いします。第6章 基本方針についてです。

ここでは、計画策定の目的に即して、前章までの検討も踏まえて基本方針を

まとめました。まず、（１）の保存に関する基本方針ですが、古代からの由緒ある歌枕の地を適切に保存し、良好な状態で未来へと継承するとともに、周辺地域と一体となった景観の保全を図る。

次に、（２）の活用に関する基本方針ですが、調査研究資源及びその成果を地域資源として学校教育や生涯学習、観光振興、まちづくりなど、広く活用する。

次に（３）の運営に関する基本方針ですが、行政の関係部署・機関で十分に調整すること、そして、地域住民・団体や県内外のおくのほそ道の風景地に関連する機関との積極的な情報交換や連携を推進する、というものです。次の第７章以降では、先ほどご説明しました各基本方針に基づき具体的な方策を示しています。

次の６１ページをお願いします。第７章 保存のための方策についてです。

ここでは、基本方針を推進するための手段として、維持管理及び整備を位置付けながら、具体的な方策についてまとめております。

まず、３指定地に共通する方策といたしまして、指定地の継続的な経過観察、指定地で事故等が発生した場合の対応マニュアル作成、指定地内樹木の定期診断などを実施します。

また、指定地ごとの方策としては、壺碑では北西側から見た多賀城碑周辺の景観保全や丘陵の地形修復、興井では水質改善の整備、末の松山ではマツの生育環境の改善や後継樹の育成を実施します。後のページには、要素ごとの保存方策についてまとめてあります。

続きまして６７ページをお願いいたします。（３）の現状変更等の取扱いについてです。文化財保護法第１２５条の規定による現状変更等については、記載のとおり壺碑の地形復元、興井の水質改善、末の松山の樹木養生など、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は、原則として認めないこととします。

なお、この内容については、整備を計画・実施している関係部署・機関と調整しながら内容を構築していきます。

続きまして７２ページをお願いします。（４）の維持管理についてです。

現状変更等の除外規定であります文化財保護法第１２５条ただし書きの文化庁長官の許可は不要とされている維持管理に係る地形の管理や、植生の管理等の業務内容について定めております。

続きまして７４ページをお願いします。（５）の保存のための整備についてです。壺碑（つぼの石ぶみ）では、芭蕉が訪れた際のルートと考えられる北西側から見た丘陵・多賀城碑・覆屋・石碑・樹木で構成される景観の保全を図り、

芭蕉が見た景観をできる限り残すために、南門等復元の際の盛土を最小限にするなどについて関係機関と調整を図ります。

興井では、水質改善のための整備を行います。整備にあたっては、詳細な調査により水質汚濁の原因を特定し、適切な措置を講ずる。周辺地域と一体となった整備が必要になる場合も考慮し、関係部署や地元住民と十分に調整いたします。

末の松山では、マツの根元が踏まれないような措置を講じるなど、マツの生育環境全般の改善に努めます。また、指定地周辺においても、透水性のある舗装を使用するなど、マツの根を保護するように配慮いたします。

続きまして76ページをお願いします。第8章 活用のための方策についてです。ここでは、基本方針を推進するための手段として、調査、広報・公開、整備、維持管理を位置付けながら、具体的な方策についてまとめております。

調査については、指定地及び市内所在の歌枕の由緒・来歴を詳細に調査するとともに、市内全域を対象として、『おくのほそ道』のストーリーを本市の歴史と関連付けてより深く理解できるような調査を推進してまいります。

広報・公開については、『おくのほそ道』の文脈を通して、市内所在の指定地や歌枕の地を市外の指定地も関連付けながら多様な手法で広報・公開いたします。

整備については、来訪者が指定地の景観及びその歴史を体感できるような場を創出し、維持管理していきます。

そして、各名勝の共通方策といたしまして、様々なメディアで情報発信を行うなどを考えております。後のページには、要素ごとの保存方策についてまとめてあります。

続きまして83ページをお願いいたします。（3）の調査・研究についてです。調査・研究では、指定地の文学・歴史・文化を始めとした、多様な価値を見出すための調査を実施し、その成果を素材とした研究を推進することを目指しております。

84ページをお願いします。『おくのほそ道』と本市の歴史を関連付けるために、これまで旧八幡村などで成果を公表してきました。今後も市内全域を対象とした文化財調査を継続的に実施していきます。

85ページをお願いいたします。（4）の広報・公開についてです。「すみません公開の字が間違っていましたので訂正願います。」①の地域の総合的研究成果の活用は、先ほどご説明しました（3）調査・研究での成果を基に教育・観光・まちづくりなど様々な分野で活用していきます。

86ページをお願いします。②の普及啓発活動は、様々なメディアで名勝お

くのおほそ道の風景地と市内の文学・歴史・文化などの情報を発信するとともに、全国に所在する指定地との広域的な連携を図っていくことを考えております。

続きまして87ページをお願いいたします。(5)活用のための整備についてです。壺碑(つぼの石ぶみ)では、歌枕の保護・顕彰によりもたらされた良好な景観を維持することに加え、古代遺構を復元し、風景に調和させることで、松尾芭蕉も涙を流しそうになるくらい感動した歌枕「壺碑(つぼの石ぶみ)」が有する歴史の深さを感じてもらえるような場の創出を目指していきます。

興井では、池の水質改善に係る整備とあわせて護岸を修景し、説明板等を改修・移設します。

末の松山では、説明板を改修・移設し、柵や周辺の道路を改修・整備を行い、景観と利便性の向上を図ります。

なお、興井と末の松山及びその周辺の整備については、多賀城市歴史的風致維持向上計画と連動しながら計画を策定しております。

続きまして92ページをお願いします。第9章 運営のための方策についてです。ここでは、基本方針を推進するための手段として、体制の整備と連携・調整を位置付けながら、具体的な方策についてまとめております。

まず、体制の整備といたしましては、名勝おくのおほそ道の風景地に関連する他地域との情報交換や、市民交流・学術交流等が図れるような運営体制を整備することなどを目指していきます。

連携・調整では、指定地の本質的価値を教育・観光・まちづくりの資源として活用することができるように、関係部局や機関との調整を図ります。

また、県内の指定地を有する仙台市・岩沼市・塩竈市と積極的に情報交換を行い、県外の指定地を有する自治体とは、おくのおほそ道の「風景地ネットワーク」を介した広域的な情報交換・PRを行います。

そしてまず、(1)の各名勝の共通方策といたしましては、①の維持管理では、通年計画により業務を進め、かつ改善しながら運用し、また、専門家の意見を維持管理業務に反映させることができるよう学術機関や有志団体との連携体制の強化を図ってまいります。

②の調査研究では、多賀城市埋蔵文化財調査センターを基幹施設と位置付け、学術機関等と連携を図りながら地域の総合的な研究を推進します。

③の広報・公開では、指定地の本質的価値を教育・観光・まちづくりの資源としても活用できるように、教育委員会事務局各課や観光部局及び都市計画部局との情報共有・連携を図ってまいります。

続いて指定地ごとの方策ですが、(2)の壺碑(つぼの石ぶみ)の運営といたしまして、①の維持管理は、特別史跡多賀城跡附寺跡としての維持管理と

一元化します。

②の整備は、多賀城市教育委員会が策定した特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画及び宮城県教育委員会が策定した特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づき、特別史跡としての整備を進めながら名勝としての修景や景観向上等も実施します。

また、(3)の興井・末の松山の運営といたしまして、①の維持管理は、本市文化財課と地元住民・地元団体が協働しながら一体的に維持管理できるような体制を構築できるように調整していきます。

②の整備は、多賀城市歴史的風致維持向上計画及び多賀城市景観計画に基づき、歌枕環境整備事業として実施していきます。

次に、95ページから116ページまでは、附章といたしまして計画策定の体制と経過、国で策定した「名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針(案)」及び関係法令等資料を貼付しております。

また、別冊の議案第15号資料2につきましては、ダイジェスト版となりますので、後をご覧ください。

以上で議案第15号 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画の策定についての説明を終わりますが、先ほど、教育長から文化財関係の諸般の報告でもありましたとおり、今日18日に文化庁と最終協議を行ってきました。

その協議の中で、章の構成の一部見直しがあり、大変申し訳ございませんが、今後、文化庁との最終調整を予定しておりますので、ただ今説明した計画に若干の文言の修正等があることを御了承願います。よろしくお願いいたします。

#### 委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。菊池すみ子委員。

#### 菊池委員

質疑ではありませんが、1年間でこれだけのものを策定したのはすごいことだと思います。この中でこれからの保存のための課題も見つけておりますし、また、学校教育とか、生涯学習とか、観光とか、そういう点を市民の方々に一人でも多く知ってもらえるような形を取っていったほうがいいのではないかと思います。

それから末の松山のマツとか、興井の水とかについては、できればボランティアでそういうものを守ってくださる方達がいらっしゃればいいのではないかと思います。

#### 文化財課長

大変ありがとうございます。今、委員のほうから話のあったことを積極的に

推進していきたいと思えます。そして、興井の水質汚濁の関係につきましては、何とか目途が立ちまして、水道のほうにも協力をもらいながら、きれいに水質改善を図ってきたいと思えます。

もう一つご提案のありました市民協働という形での清掃活動につきましては、以前には天宝の会ということで組織していましたが、震災後活動を停止しておりますので、そういったところにも働きかけながら、何とか市民協働でいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 委員長

他に、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第15号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第15号について原案のとおり決定します。なお、説明の中で文化財課長からも触れられましたが、ただ今原案のとおり決定しましたが、決定後に文化庁との間で調整があった場合には、計画内容に変更のない字句等の整理とか訂正があった場合には、事務局に一任するというにいたします。

### 日程第5 その他

#### 委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願ひします。

(「なし」の声あり)

ないようですので、本日の議案等の審議はすべて終了します。これをもって、多賀城市教育委員会第2回定例会を終了いたします。

午後8時37分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成28年3月23日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印